

第137回横浜市都市美対策審議会議事録	
議 題	議事1 表彰広報部会 部会長代理者の指名について 議事2 横浜市都市美対策審議会運営要領の改正について（審議） 議事3 各部会の開催状況について（報告）
日 時	令和6年9月3日（火）午後1時00分から午後1時51分まで
開催場所	横浜市役所共用会議室みなと6・7
出席委員 （敬称略）	青木祐介、荒井聖輝、加藤光雄、加茂紀和子、鴨下香苗、国吉直行、嵯峨しのぶ、真田純子、東海林弘靖、中島直人、福岡孝則、三輪律江、山家京子
欠席委員 （敬称略）	なし
出席した 幹事・書記	書 記：松本 光司（都市整備局企画部長） 古檜山匡和（都市整備局地域まちづくり部長） 光田 麻乃（都市整備局企画部都市デザイン室長） 立石 孝司（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関 係 者	議事3：伊藤 三英（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 桂 有生（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 新井貴美子（都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長）
開催形態	公開（傍聴者：0名）
決定事項	議事2 提案のとおり了承された。
議 事	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 委員紹介</p> <p>事務局より新たに就任する委員を紹介した。</p> <p>（国吉会長）</p> <p>会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>（光田書記）</p> <p>本日の議事につきましては、公開といたします。</p> <p>4 議 事</p> <p>（1）表彰広報部会 部会長代理者の指名について</p> <p>事務局より表彰広報部会部会長代理人について原案を説明し、会長は表彰広報部会部会長代理人を指名した。</p> <p>（2）横浜市都市美対策審議会運営要領の改正について（審議）</p> <p>（国吉会長）</p> <p>それでは、議事（2）に入りたいと思います。横浜市都市美対策審議会運営要領の改正について、審議でございます。本件は、都市美対策審議会条例第12条に基づき、会長であります私から委員の皆様様に諮る案件です。これまで、都市美対策審議会運営要領第13条に基づき部会を招集し、様々な案件を審議してきました。部会の委員が直接の利害関係にある審議について参与することができないことを、運営要領上、明文化したいと思っております。これまで自主的に辞退していただいたりしてはいたのですが、それを明文化したいと思っております。参与できない委員は、部会の会議の参加人数に含めないこととなり、過半数の出席への影響から除外されます。事務局からもう一回説明してください。</p> <p>議事（2）について、事務局より説明を行った。</p> <p>（国吉会長）</p> <p>審議案件の関係者については出席いただかないとか、そういうことを明文化していくということでございます。よろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>（国吉会長）</p> <p>事務局案を基本にしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>

(3) 各部会の開催状況について（報告）

(国吉会長)

議事（3）各部会の開催状況について、報告、説明を、事務局からお願いいたします。

政策検討部会の開催状況について、都市デザイン室から説明を行った。

(光田書記)

今の政策検討部会の回に真田委員が欠席されていたのですが、事前にご意見を頂いておりまして、そのご意見への解説を事務局でさせていただきます。その理解で事務局に誤りがございましたので、この場で訂正させていただきますと、それに対する考え方を申し上げたいと考えます。

頂いたご意見としましては、「都市美対策審議会で審議する案件について、事前協議をどのように位置づけていくのか、都市美対策審議会の事務局として今後考えていってほしい。国土交通省の出している『景観計画策定・改定の手引き（策定編）』の14ページには、届出前の協議で行為の制限の適合状況を審査するのは二重規制に当たり、法の比例原則に反するとの指摘があり、注意を要するということが書かれている。事前協議でマルとされ、それを前提に話を進めていたものが都市美審議会でバツになれば訴訟問題にもなりかねず、都市美審議会との事前協議の関係を整理してほしい」というご意見でございました。今、画面に映しておりますのが、横浜市の景観計画と都市景観協議の手の流れのフローでございます。政策検討部会の当日、我々からご説明しました内容は、真田委員のご指摘は景観計画の届出前の行為の制限の適合状況の審査の話であって、景観条例に基づく景観協議の申出に対して都市美対策審議会は審議を行っていますということでした。少し詳しく言いますと、右側のフローの一番右のところに横浜市都市美対策審議会が横から刺さっておりますが、この段階で付議するという事です。左側の景観計画は主に定量的なことを定めておりますもので、届出に対して審査、適合の確認をするというフローがございまして、こちらの話ではないというお話を差し上げたのですが、真田委員のご趣旨としてはそうではなくて、事前協議そのもの、いわゆる一般名詞として事前協議ということを使われていて、都市景観協議の中でも事前協議をしているはずで、例えば今回の旧市庁舎のサイネージでいいますと、この事案を諮った横浜市の担当課からは、委員会当日に装置の設置については今回お認めいただきたいという、事業としてはかなり進んだ段階で案件を諮ったということもあったことから、このような事前協議が横浜市と事業者でおおむね整ってきている段階で都市美対策審議会に付議することが課題ではないかというご意見でございました。

これに対して、今の事務局の考え方を申し上げます。都市美対策審議会では、指摘事項に対しまして変更も十分あり得るという制度設計になっておりますので、今後、計画が固まる相当前の段階でお諮りすることを徹底してまいりたいと考えております。以上が修正も含めたご報告になります。

(国吉会長)

分かりました。政策検討部会からの報告はこれで終わりですか。まだありますか。取りあえず一旦、政策検討部会の報告が終わってから全部質疑いただければと思います。

引き続き、政策検討部会の開催状況について、説明を行った。

(国吉会長)

どうもありがとうございました。本審議会は4つの部会で運営されておりまして、各委員さんはそれぞれの部会に参画していただいておりますが、他の部会がどんなことをやっているのかということをご理解して共有していくというのが、この各部会からの報告の役割でございます。現在、政策検討部会についての報告は、旧市庁舎街区及びその周辺の関連したものとして、スタジアムの改修について等の現状についての審議内容等が報告されました。スタジアムのデジタルサイネージについては、まだ結論が出ていない内容もあります。今後もまだ引き続きやっていくこととなりますが、この辺について何か、政策検討部会の方からでも結構ですし、ほかの部会の方からでもご意見、質問等がございましたら賜りたいと思います。いかがでしょうか。福岡委員、どうぞ。

(福岡委員)

説明ありがとうございました。質問になります。政2-2の旧市庁舎街区の5ページで、こちらの街区の広場に関しては大分議論を重ねたと思うのですが、変更点としては、特に②のデジタルサイネージがどういう形で具現化されるかというところが、今日の資料からはあまりよく分からなかったで

す。低層部のしつらえとか、屋上階と既存の緑の関係、駅からの見えみたいなのは十分議論したと思いますが、ここで急に6ページ目以降のにぎわい形成とか夜間景という話が出てきていて、これは実際、どこがどれぐらい変更されたのかということが今日の資料では分かりませんでした。10ページは樹木を抜いた夜間景になっていますが、その変更点について教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、この案件と、先ほどの横浜スタジアムに関してもそうですが、デジタルサイネージの問題がこれからたくさん出てくるときに、昼間景の大きさだけではなくて夜間景で検証しないと、照度とか、点滅の頻度とか色とかが、かなり即値的に異なると思うのです。だから、昼の検証しかしていないのですが、夜間景に関してはどのような検証をするかということと、それに対してどんな検討をこれからされていくのか、少し補足があればお聞きしたいです。以上です。

(光田書記)

変更点につきましては、資料の5ページをご覧くださいますと、前回の政策検討部会にお諮りしたときには、LVA棟の形態意匠としまして、デジタルサイネージ形状を柱型、柱のところをデジタルサイネージとする案でございましたが、これが右側に行きますと盤面型のデジタルサイネージに大きく変わったということがございます。運用を、外壁の一部としてのにぎわい、ハレとケの演出コンテンツと併せて、このような形でにぎわいづくり、魅力づくりをしたいという変更点でございました。

(福岡委員)

ありがとうございます。次のページの10ページが分かりやすいですかね。この帯状の「今後変更の可能性あります」と書いてあるサイネージが大きくなって幅もかなり増えているような気がするのですが、これを今後また会議で調整されていくということによろしいですか。

(光田書記)

政策検討部会での結論としましては、この装置のこの大きさのこの設置の仕方としては認め、了承ということになりましたが、デジタルサイネージを使うに当たってコンテンツの質を高める仕組みであったり、デジタルサイネージを使った広場の使い方につきましては、引き続き報告してくださいというような結論になりました。

(国吉会長)

少し補足しますと、まず、デジタルサイネージのスクリーンと言いつつ、建物の内側にあります。外壁につけているのではなくて、一般的な屋外の施設としてのデジタルサイネージではない。そんなことがございました。ということと、この広場の使われ方がどうなっていくのかということと関連して、本当にデジタルサイネージが有効なのかどうか。つまり、一日中このデジタルサイネージを見せつけられる広場というのは、本来のここの広場の目的ではないのではないかというような議論を行って、そういう側面から、環境演出として有効な画像であるとか、変化のスピードとか、そういうものも含めて検討した上で内容についても評価していきたいということで、装置としてつくることについては了承するけれども、その運用等について、広場の使い方とも連動しながら再度検討した上で判断するというようなペンディング内容になっております。したがって、一日のうち、あるときは全くないことがあるかもしれませんし、あってもゆったりとした環境映像みたいなものが流れていることあるでしょう。あるいは、広場での活動と連動した映像が流れているときもあるかもしれませんが、あまり四六時中ずっと映像に注目するような状況ばかりでは、ここの広場での自然的なコミュニケーションとかそういうものは発生しにくいので、その辺は少し控えめに考えながらプログラムを提案してほしいというような申入れを今している状況です。それと連動して判断していきたいということでございました。

また、スタジアムのほうは横浜公園そのものの中のゾーニングで、関内駅に近いところのゲートの空間の使われ方と、背景の本来の公園的なゾーン、日本大通りに近いゾーンとの関係から、日本大通りに近いゾーンにはこういったものは置かないというようなゾーニングも踏まえて検討していこうということと、映像については完全に屋外広告物条例との関係が出てきますので、その辺はもう少し、今後の提案内容も含めて政策検討部会で議論していくことになっております。以上です。

(福岡委員)

ありがとうございました。

(光田書記)

今、福岡委員から夜間景についてはどうかというお話で、これまで審議してきた中で、夜間景観についても資料としてはお出ししているのですが、審議会の中でそれを論点にして何か意見が出たということはございませんでした。ただ、コンテンツの検討を進める中での夜間景みたいなものは、先ほ

ど国吉会長からお話があったように、今後、夜間のコンテンツの見え方等については報告があるという状況です。

(福岡委員)

ありがとうございました。多分、デジタルサイネージの進化に対して、景観の条例やガイドラインが追いついていないと思っています。景観を重要視している街区でもかなり照度が高くて、目は奪われるのですが、そこでの広告の打ち方や映像のコントロールがすごく難しいと思うので、ここは横浜市としても、これからの対応の仕方は後追いではなくもう少し先行して、常に流れるように映像があって照度が高くてという状態になっていくときにどのように位置づけていくのか。全てがもっと動的になるということですよ。だから、そこに対して都市デザインは何をするのかということ、横浜市さんだけではないですが、課題としてはすごくあるのかなど。なので、そこはできるだけ、今までのやり方もそうですが、今後どうあるべきかということは検討しなければいけないなと思いましたという意見です。

(真田委員)

先ほど補足で言っていたことですが、今回の議論でデジタルサイネージありきみたいになっていたことから、先ほどのようなことを言わせていただきました。今回の話だけではなくて、以前から既に議論が固まっていて、もう根本からは覆せないようなことが結構ありましたので、資料をつくるためにはある程度議論しなければいけないし、それが横浜市の景観を良くしてきたということはあると思いますが、役割分担というか、そのあたりはちゃんと議論していただきたいと思います。

あと、先ほど福岡委員から、技術のほうが先に行ってしまうと基準が合っていないという話がありました。今回のデジタルサイネージはガラスの中に入っていることで屋内ということで、屋外広告物としては扱えないので外壁として、それは景観協議地区だからそれが議論の対象にできるということで、景観協議地区でなければどうしようもないということになっています。でも、間にガラス1枚あれば屋外広告物とは言えないというのはさすがにちょっとおかしいのではないかという気もしますので、それもこの個別の問題というよりは、今後議論するべきことだというのはちゃんと記録していただきたいと思いました。

あと、横浜スタジアムのほうも、こういうことをやりたいから審議してくださいと一个一个個別で出てくるわけですが、公園を占有しているわけなので、公園計画と一緒に横浜スタジアムをどうするのかという議論が実は重要ではないかと思っています。そうすると、もっと前の段階から議論していかなければいけないので、事業スキームそのものの考え方というのも大事だと思います。今回はそういうスキームがない中で出てきた話なので今の状況でやらなければいけないとは思いますが、これも多分、横浜スタジアム以外にもいろいろな施設が入っている公園があると思いますので、今後の学びというか、どのように事業を進めていくのかということに対しての教訓にしていきたいと思っています。以上です。

(東海林委員)

夜間景観の話になりましたので少し話をさせていただきたいと思います。デジタルサイネージというのがかなりいろいろなところで普及してきまして巨大化する方向にあって、夜間景観、光環境としては恐ろしい、危ないシステム、仕組みなのだろうと思います。それを規制していかなければいけないと。ちなみに、私が経験した中では、銀座の数寄屋橋の東急プラザ銀座のところに比較的大きなものがありまして、昼間はまあいいのですが、夜になりますとかなりまぶしいということで、明るさは輝度といいまして輝度調整をするような仕組みがありますが、適正な輝度が幾つかというのはなかなか分からないので、銀座の場合は全銀座会という商店街連合会が非常に強い力を持っていて、銀座のしかるべき洗練された夜間景観を守るため、明るさや輝度を規制するために目で確認し、いろいろなレベルで決めていこうという会を設けて進めていったという経緯があります。ほかの事例の夜間景観のデジタルサイネージの輝度、カンデラ/平米という単位がありますが、そういったものがどうなっているのかということも併せて今後、ある意味規制していくということがあります。それから、コンテンツについても、私の知見の中ではかなりまぶしいので、特に弱視の方などはそういったものを見ると足元が対比的に真っ暗くなって見えない。それと、ちかちかして健康上、害していく事例も出てきているので、かなり慎重に進めたほうがいいのではないかと考えております。

(国吉会長)

ありがとうございました。ご意見は政策検討部会の場にまた持ち帰って、そういうものがあったということで生かしていただければと思います。加茂委員。

(加茂委員)

関内駅周辺地区のエリアマネジメントに関する方針の策定というところですが、先ほどこうやってエリアマネジメントの仕組みづくりみたいなことが進んでいますというご報告がありました。この中で絵を見ていくと、完成イメージ図、関内駅前地区市街地再開発事業ということで3つのタワーが林立している絵があって、恐らくこれは大通り公園側から見ている絵だと思いますが、旧市庁舎跡地が170メートル級の建物として認められ、下のほうは旧市庁舎がそのまま残っていて、上のほうはほとんどガラス張りで圧迫感のないというか、ガラス張りの状態のボリュームがぱっと見えている絵を私たちはずっと見慣れていました。今後、この3つの建物が同じぐらいの大ききで林立して、しかも大通り公園の正面に3つ建つというすごい映像を想像してしまうのですが、170メートル級の建物がこのエリアに建ってくることを認めるということなのか、それとも170メートルみたいな建物高さに関しては政策検討部会や都市美審議会の範疇外の話なのか、その辺がよく分からずというところです。みなとみらいで170メートル級の建物が建つことについては特に何の問題もないと思いますが、この歴史的街区といわれているエリアでこのぐらいの建物が建ってくることをエリアとして認めていくのかというのは、マネジメント的なところが入ってこないのか、そこのお聞きしたいと思います。

(光田書記)

こちらの開発につきましては、過年度の都市美対策審議会で、景観として高さの議論をさせていただいています。高さを決定するのは都市計画の手続になってまいります。高さの在り方みたいなものを幾つかパターンで検討した経緯がございますので、都市景観としての議論は都市美対策審議会で実際にしたということが事実でございます。

(国吉会長)

私の認識としては、いろいろな枠組みの中で、景観づくりについて、外観とか足元周りについては今後いろいろな議論があるでしょうけれども、高さについてはこの高さのものが建つということは枠組み上もうできていますと認識していますが、いかがでしょうか。

(桂係長)

国吉会長の趣旨をつかみかねたかもしれないなと思ったのですが、170メートルありきで都市美対策審議会、政策検討部会にかかったのではないかというご指摘でしたか。

(国吉会長)

いや、この高さに関する関内地区の景観ガイドラインとか、いろいろありますよね。そういった枠組みの議論を経た上で、この旧市庁舎街区と同等の高さまで、民間街区と呼ばれるところに同じようなボリュームの建築物が建つというフレームは、もういろいろな流れの中でオーケーされている状況だと認識しているのですが、いかがでしょうか。

(桂係長)

そこはそこがあるかと思っていまして、都市計画審議会にかかるに当たって、都市美対策審議会でのゴーサインが必要だということだったと思っております。国吉会長からも、公共貢献との兼ね合いがあるので、マックスで170メートルになることは許容するけれども、今の内容で170メートルがオーケーかということは、今後の審議の進捗に当たって、これからもかかってくるので、それをもってマックス170メートルのご了承を頂いているという、政策検討部会で議論いただいてそういった結論を頂いたと認識しています。

(国吉会長)

それは分かるのですが、実際、都市整備局の担当課がサポートしながら民間街区の人たちの再開発事業のプランの検討がなされたときに、この街区の建物の高さは、そのマックスのフレームの中で計画を検討してきているというのは事実ですよ。

(桂係長)

それは事実と言っていいと思います。170メートルであれば低層部の公共貢献が可能ということで検討してきていて、その可否を都市美にかけているという形になっているかと思います。

(国吉会長)

そういうことで、170メートルの高さというものは、一定の工夫があればここまでは建ちますというフレームになっていると認識しているのですが、いかがでしょう。つまり、これはとんでもなく駄目だという流れがこれから出てくるのかどうかです。

(桂係長)

そういう意味では、都市美対策審議会でもご議論いただいてゴーサインを頂いているので、今後、内容が詰まってきた中で170メートルが165メートルとか、あまりないような気もしますがそういう話

もあるかもしれませんが、大きな枠組みとしてはご審議いただいて結論を頂いているという認識にあるのは事実かと思います。

(国吉会長)

分かりました。つまり、何メートル下がるかどうかとか、そういうことはあるかもしれません。何かありますか。

(立石書記)

まず、ここの旧市庁舎街区の跡地の活用と、民間街区と、また民間街区もう一つですが、全て都市計画の面から言うと、現在の道路であるインフラとか、また新たに形成される広場、交通広場、あと、今議論になっていましたLVAがつく広場の活用、そういった地域貢献であるとかもろもろのもの、また、この地区がちょうど線路に面しているということで、線路の部分も空地として扱えば非常に大きな都市的な余地があるということで、都市計画で高さをマックスで170メートルまでいけるインフラが整っていることを前提にして、都市計画審議会でも高さマックスは170メートルにしてもいいのではないかと議論がされ、トップの高さは170メートルということが示されました。あと、高さ170メートルの枠は取るけれども、スカイラインであるとか、都市景観的にどういった見え方にするかという議論は、都市美対策審議会の意見を経てくださいます。そういった相互のやり取りの中で、関内の駅前地区の高さや容積も含めて都市計画が定められているということになります。

(国吉会長)

先ほどからご説明している中で、エリアコンセプトプランという民間街区も含めたコンセプトがありますが、その中に書かれている要素としては、A街区、B街区、C街区といますか、3つの地区、旧市庁舎街区、民間街区、それからもう一つの駅前街区の、建物の全体的な景観の向上の連携を図るようなこととか、足元周りの歩行空間の連続性や共通化といったこと、それから、その空間の、関内地区の北のエリア、関内セントラルというエリア、そちらへうまくつなげるような工夫とか、そういったことが盛り込まれているということで、その辺のことをいろいろ努力してもらうことがメインの内容になっているのではないかと思います。高さについては、そういった工夫があれば、これらの建物が成り立つという状況になっていると理解しておりました。それで今、進んでいるかなと思っています。

(加茂委員)

エリアとしては、この赤いところが全部そのエリアになるのですか。170メートルマックスを許しているエリアは、どこからどこまでがそのエリアになりますか。

(立石書記)

今、映っている絵でいうと、旧市庁舎街区というオレンジのところの一つと、ちょうど再開発街区と書いてある文字のあるところで敷地が分かれるようになっていまして、その部分で170メートル。旧市庁舎街区と書いてあるところで170メートルということになります。

(加茂委員)

ということは、関内駅にへばりついているブルーの点線内だけが170メートル級で、それ以外はそうではないということですか。

(立石書記)

今、カーソルが動いている部分の左手のほうが120メートルの高さになっているということです。

(国吉会長)

その他のエリアは従来の高さでしょうか。

(立石書記)

従来の31メートル規制になっておりまして、いろいろな地域貢献等行う場合に、高さを45、60というふうに抜いていくという、いわゆる市街地環境設計制度の活用になっております。

(国吉会長)

多分、そういった地域についても今後また議論は出てくると思いますが、現在は高さが170、120というのはこの3つの街区だけだということです。よろしいでしょうか。

それでは、他の部会についての報告をお願いいたします。

景観審査部会及び表彰広報部会の開催状況について、景観調整課から説明を行った。

(国吉会長)

ありがとうございました。それでは、景観審査部会及び表彰広報部会の報告について、ご意見はご

ございますか。

(福岡委員)

ご報告ありがとうございました。景観審査部会には私も入っていますが、今日ご説明があった藤が丘の案件についてです。この資料\_景-1の中には6月の審議内容だけ記載されていて、口頭で少しご説明はあったのですが、今日報告がなかった8月の審議の内容が事前協議も含めて、この街区の一体性ということで隣接する公園と低層部、それから、駅前からの連続性みたいなことで、この病院の色彩だけでなく、結構重要な指摘事項とか検討中のものがございます。ですので、今回、報告事項ではありますが、横浜市で判断されて報告の内容を割愛してしまうのは私はよくないと思っていて、やはり報告の場ではしっかり、今現在検討中のものであっても共有すべきなのではないかと思えます。今後報告があるときは、全員がそろって非常に貴重な場ですので、正確な報告と、協議中のものであってもこういうものが検討されているということはきちんと報告していただければと思います。以上、意見です。

(新井係長)

ご意見ありがとうございます。報告資料につきまして、承知いたしました。すみませんでした。

(国吉会長)

ほかの委員からございますか。どうぞ、中島委員。

(中島委員)

ご報告ありがとうございました。2番目の、高さが74.99メートルから43メートルになって特定都市景観形成行為ではなくなったという案件です。直接、都市美対策審議会の内容とは少し外れるかもしれませんが、もともと74.99メートルになっていたのは、先ほどの旧市庁舎街区等と同じなのかもしれませんが、市街地環境設計制度ではなく、別の何かの制度があって通常よりも高い建物になっていたということですか。

(新井係長)

市街地環境設計制度です。

(中島委員)

市街地環境設計制度で75メートルぐらいまでいくのですか。

(新井係長)

はい。

(中島委員)

なるほど。43メートルというのも市街地環境設計制度での緩和で、それは変わらないわけですね。

(新井係長)

はい。それは変わりません。

(中島委員)

ということで言うと、公共貢献に対する市からのある種の誘導条件というのは、高さ自体ではあまり変わらないのですか。

(新井係長)

そうですね。そういう意味では変わってまいりません。

(中島委員)

なるほど。分かりました。そこを確認したくて、もちろん都市美対策審議会のほうにかからなくなったことによって景観的なコントロールが少し弱くなるという側面はあるけれども、市街地環境設計制度のほうではしっかりと市が関わっているのですね。少し気になったのは、これは横浜の都心部では珍しい案件のような気もしていて、これだけボリュームを下げるというのが実際にもう出てきているということですが、恐らく地方都市ではこういうことがかなりたくさんあって、今後、横浜でもこういうものが出てきたときに、今まで容積率がある種のインセンティブとして働いていたから、横浜市がいろいろな都市デザインのコントロールを民間建築物にかけてきた。その枠組み自体をもしかしたら再考しなければいけないようなことの、最初のそういう現象なのかなという気もしました。現状の制度的には問題がないということだったと思いますが、そのあたり、何か横浜市のほうで、もしかしたら既にそういうことを検討されていたりとか、あるいはこの事例が非常に例外的な事例なのか、それともほかにもこういうことが今、結構出てきているのかということ、もし状況をご存じであれば教えていただくと、今後のこういう都市デザインにおける方向性を考える上で非常に大事な示唆が得られるのかなという気がしましたので、質問したということになります。

(光田書記)

ご質問ありがとうございます。現段階で市街地環境設計制度の見直しの検討が進んでいるかという  
と、そういうことはございません。ただ、委員のご指摘のとおり容積率がインセンティブにならない  
時代になってきたという認識は、庁内の中でも課題になってきているのは事実でございます。本日  
のご意見を受けまして、建築局ともよく共有して、制度について考えてまいりたいと思います。

(中島委員)

分かりました。

(真田委員)

広告付きバス停留所の上屋について、裏側の2のところに「既存の広告付きバス停留所上屋の意匠  
と同様に、景観の向上に寄与するものです」と書いてあるのですが、最初に小型のほうではなく通常  
のものを審議したときには、かなり問題があるのではないかというような議論だったと思います。だ  
けど収入があるのということ、結構無理やり決めたような気がします。このときもう話が決ま  
っていたというのが私の中ですごく、ずっとくすぶってはいるのですが。なのに、ここで当時から景  
観の向上に寄与するものとして認められたかのように資料をつくって、小型のものもオーケーにする  
という審議にかけるとするのは非常に不誠実だなと思いましたので、そのあたり、資料を修正する  
とか、何らかの対応をしていただきたいと思います。

(桂係長)

もともとこの広告付きバス停上屋がついた頃、多分、真田委員はまだ審議会の委員をやっていた  
いていなくて、20年前に始まったときに、この広告付きバス停サインと上屋のデザインそのものを都  
市美対策審議会にかけていました。その中で、景観に資するということが表現として書かれていて、  
それに準ずるものなのではないかというのが今回の議論かと思っていまして、そこは事務局としても  
特に恣意的なものはないという認識しております。

(真田委員)

多分、私が認識しているのは、デジタルサイネージをやるかどうかという話だと思います。ただ、  
ここに書いてある「ブルーをアクセントカラーに使用するデザインを継承した」とかいう上屋そのも  
のの話と広告物をつけるという話は多分ちょっと違うかなと思いますので、そのあたりは正確に書く  
べきだと思います。

(国吉会長)

よろしいでしょうか。少し補足しますと、デジタルサイネージにつきましても結構慎重にやってい  
まして、変化のスピードとか、そういうものが激しく変化しないようにとか、何秒置くといった時間  
的なものとか、場所によって、みなとみらい地区と関内で輝度を変えるといた工夫とか、それは実  
験的に行いながらやっているということで、その辺の対応は図っているという感じがいたします。こ  
の新しい提案は多分、中心市街地ではなくて、郊外に向かう幹線道路などで歩道が狭いところとか、  
ミニバスみたいなものが入ってくるようなところで、逆に今のサイズだと出入口の場所が合わない  
とかそういうことで、むしろ小型のほうが対応できるとか、今までは置けないと思っていたところに、  
市民からの要望が強いのので置くという工夫の中で出てきたということで、デジタルサイネージ等の扱  
いについては多分、今後とも慎重に諮っていくことになるかと思えます。補足的になります。

ほかにご意見は。先ほど福岡委員から、藤が丘なんかでもできるだけ他の情報も含めて幅広く伝えて  
ほしいということだったので、今後、報告するときはそういうところに配慮いただきたいと思いま  
す。部会長の加茂委員から何かございますでしょうか。

(加茂委員)

福岡委員に言っていただきましたように、藤が丘駅前のこの建物については、建物本体だけでなく  
その周辺、これからC地区も一体となって全体をつくっていくということ。それから、公園のほう  
や、地域貢献ということでも、地域に根ざした1階のにぎわいをつくるとか、病院というかなり特殊  
な施設がもともとあるのですが、駅前に出てくるという状態になりますので、ボリュームも大きく出  
てくることに対してどうしていったらいいかと。実は8月の前の会議で、別のところの話題でボリュ  
ームやデザイン、色だとか、そういうことだけではない在り方ということが一回議論になったとい  
うことをご報告しておきます。

あと、バス停に関しては、その日は欠席だったのですが、東海林委員から光の色温度に関して事前  
に連絡を頂いていて、人間の生活の中にこういうものが出てくる、広告もそうですけれども、光害的  
なもの、一方で、バス停という屋根のかかったこういう場所というのがその地域の人の支えになる  
というのも一面かと思うので、適材適所でこれが運用されていくように、今後これが増えていくとい  
う話もありますので、注意深く、引き続きその状況を報告してほしいというような部会の意見があっ



たことを付け加えておきます。以上です。

(国吉会長)

加茂部会長、どうもありがとうございました。ほかに何かご意見はありますか。中島委員。

(中島委員)

ほかの案件で、最後の綱島の件です。これも確認ですが、池谷家住宅が特定景観形成歴史的建造物に指定されるということで、先ほどのお話だと、屋敷林が非常に重要だということだったと思いますが、屋敷林に対する保存の措置というか保全の措置というのは、特定景観形成歴史的建造物の指定によって十分担保されているのでしょうか。これはあくまで建造物であって、その周囲の、特に東急さんとの間にまさにその屋敷林があって、今後この屋敷林がどう扱われるかというのはかなり不透明なのかと、これだけ見ると思ったのですが、そのあたりについてどういう議論だったり検討しているかということをお教えしてほしいです。

(新井係長)

屋敷林といいますか、今回、建物が指定される予定になっていて、あくまでも建物という形になってきます。この敷地の外が、実は所有者さんが住まわれているところになっていて、ここで桃を栽培されたりしているので、ここに結構、樹木がたくさんあるような状態になっています。なので、あくまでもここは所有者さんのところですので、今回の指定からは外れているところになってきてしまうのですが、あくまでも今回はこの建物になってきます。

(中島委員)

建物というか、その赤い線が多分、敷地ということだと思うのですが、その中にもたくさんの樹木があるように見えます。

(新井係長)

そうですね。ここが建物で、ここが敷地になりますが、前面がこういう形で庭とかになっていて、周りに樹木などもあります。ある程度残すことにはなりますが、アプローチなどを取っていくことになるので、外構は一部、伐採等が出てまいります。

(光田書記)

少し補足させていただきます。保全活用計画というものをこの建造物につきましては策定していくわけですが、それはこの建築物の建築敷地全体を取っておりますので、敷地の中の植栽や木といったものについては今回の協議の対象になってきております。制度としては、認定歴史的建造物の外構に助成する制度等もございまして、保全活用計画の策定の協議の中で、所有者様とこの屋敷林をどうしていくのかということをお話して横浜市として協議していくこととなります。一部、この敷地から出ているところの樹木ももちろんございまして、東急株式会社のほうで低層部の店舗が入ってくる場所がございまして、そこは東急株式会社と隣接する緑地というところで任意の協議をさせていただくこととなります。

(中島委員)

分かりました。そういう意味では、制度的には建物だけではなくて、外構というか大事な屋敷林についても協議できるということですね。とても大事だと思いますので、ぜひそこをよろしく願います。

(国吉会長)

景観審査部会の中では、周りで東急株式会社が開発する駅に近い建物に関しても住宅地との景観的な調和を図れるよう、できるだけ工夫をお願いしたいということも、横浜市としては努力するようにと要望しております。ほかに何かご意見ございますか。真田委員。

(真田委員)

資料\_景-4で都市景観協議円滑化の取組についてという話がありまして、事例集を公表するというものでした。先ほどの話を聞いていまして、恐らくこういうデザインはいいよという話と、いろいろな複合的な理由で、さっきのバス停のデジタルサイネージにしても収益があるとかそういうので、スピードを落としたり輝度を調整することによってつけてもいいのではないかというレベルに達したという話をちゃんと分かるようにしておかないと、出てくるものが全部いいものだと捉えられるとちょっと問題が出てくるかなと思います。事例集を公表するときの公表の仕方というか、そこには十分配慮が必要かなと思いました。

(国吉会長)

発表されたものが全ていいということではないかと思いますが、事前協議をするときに、どういうプロセスで現状まで来ているかということが分かったほうが、この建物はこういうプロセスでこうな

	<p>ったんだなど、途中でどういう議論があったかというのがかいま見えるような状況というものをあらかじめデータとして見ておいたほうが、事業者の方も、初めて横浜で事業を行う方々も理解が早いのではないかという趣旨で、全てがすばらしい建物という認識でやるということでもないかなと思っております。その辺は誤解を伝えないように、バランスよく作成していただければと思います。</p> <p>(新井係長)</p> <p>ありがとうございます。どちらかといいますと、委員の方々にご指摘いただいた内容、ポイントとして挙げられた項目が何なのかというのが分かるようなものにしたいと考えております。こういった視点でご意見を頂いて、こういったところが修正等を行った内容なのかというのが、分かるように議事録の抜粋や、絵とともにキーワードをちりばめていきたいと考えております。またその辺については、委員にご相談しながら進めていきたいと思っております。</p> <p>(国吉会長)</p> <p>ありがとうございました。ほかにございますか。</p> <p>それでは、部会からの報告は以上で終わります。基本的な議事についてはこれで終了したと思しますので、一旦、事務局にお返しします。</p> <p>(光田書記)</p> <p>本日はご議論ありがとうございました。なお、議事(3)の報告事項について頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、本日の議事録につきましては、会長の確認を頂き、閲覧させていただきたいと思います。</p> <p>(国吉会長)</p> <p>それでは、審議会自体はこれで終了ということにさせていただきます。</p> <p>そのほか、事務局にお渡しします。</p> <p>(光田書記)</p> <p>次回の予定ですが、この審議会、附属機関の親会自体は年に2回の開催を予定しておりまして、今回は別途、日程調整させていただきます。</p> <p>5 閉 会</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第、審議会委員名簿、第136回議事録</li> <li>【議事1】</li> <li>・資料1 : 横浜市都市美対策審議会 代理者(案)</li> <li>【議事2】</li> <li>・資料2-1 : 横浜市都市美対策審議会運営要領</li> <li>・資料2-2 : 横浜市都市美対策審議会条例</li> <li>【議事3】</li> <li>・資料3-1 : 第136回都市美対策審議会以降の各部会の開催状況(一覧)</li> <li>・資料3-2 : 横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について</li> <li>・資料_政1-1 : 関内駅周辺地区におけるエリアマネジメントに関する方針の策定と景観誘導について(審議)</li> <li>・資料_政1-2 : 背景・経緯</li> <li>・資料_政2-1 : 特定都市景観形成行為に関する変更協議の協議事項及び協議の方針に関する意見について(関内地区都市景観協議地区中区港町1丁目1番1他)(審議)</li> <li>・資料_政2-2 : 本事業における景観形成の基本的考え方</li> <li>・資料_政3、4① : 横浜スタジアムの改修について</li> <li>・資料_政3、4② : 景観形成の考え方</li> <li>・資料_景-1 : 前回の景観審査部会(2024年6月11日開催)でいただいたご意見と本日の審議内容</li> <li>・資料_景-2 : 変更内容</li> <li>・資料_景-3 : 宇徳本社ビル照明計画</li> <li>・資料_景-4 : 都市景観協議の円滑化の取組について(報告)</li> <li>・資料_景-5 : 広告付きバス停留所上屋の小型上屋設置計画について(審議)</li> <li>・資料_景-6 : 特定景観形成歴史的建造物の指定について(池谷家住宅主屋)</li> </ul>

特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・本日の議事録については、会長が確認する。</li><li>・次回の審議会は、別途日程調整する。</li></ul>
------	--